

証券コード 7685
(発送日) 2024年3月7日
(電子提供措置の開始日) 2024年2月29日

株 主 各 位

東京都新宿区四谷四丁目28番8号 PALTビル
株 式 会 社 BuySell Technologies
代表取締役社長兼CEO 岩 田 匡 平

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://buysell-technologies.com/>

（上記のウェブサイトにアクセスしていただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリ」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7685/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「BuySell Technologies」又は「コード」に当社証券コード「7685」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択いただき、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年3月21日（木曜日）午後6時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月22日（金曜日）午後2時（受付開始 午後1時）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター

3. 目的事項
報告事項
 1. 第23期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第23期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類報告の件

- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の配当の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年3月21日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

次ページに記載されております「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認いただき、議決権行使ウェブサイトへアクセスのうえ、2024年3月21日（木曜日）午後6時までに賛否をご入力ください。

- ※ 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- ※ インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- ※ 書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

①連結注記表

②個別注記表

したがって、当該書面に含まれる連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際してそれぞれ監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権行使を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net/>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2024年3月21日(木曜日)午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、又はパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて
 - (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
 - (2) パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
 - (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について
議決権行使ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話]0120 (652) 031 (受付時間9:00~21:00)

6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆様へ)
機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社では、中長期的に企業価値を高めるとともに、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。配当については、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績動向、財務状況及び連結配当性向20%程度を目安に総合的に勘案の上で株主の皆様に対して安定的・継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。

上記の方針の下、当期の期末配当につきましては次のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき25円00銭 総額357,137,775円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年3月25日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、社外取締役3名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	<p style="text-align: center;">いわた きょうへい 岩田 匡平 (1984年5月29日)</p>	<p>2008年4月 株式会社博報堂 入社 2014年4月 OWL株式会社（現 株式会社AViC）設立 代表取締役社長就任 2015年11月 株式会社日本リーガルネットワーク 取締役 CMO就任 2016年10月 株式会社エース（現 当社）取締役就任 2017年9月 当社代表取締役社長兼CEO就任（現任） 2020年10月 株式会社タイムレス 取締役就任（現任） 2022年7月 株式会社フォーナイン 取締役就任（現任）</p> <p>（重要な兼職） 株式会社タイムレス 取締役 株式会社フォーナイン 取締役</p> <p>（選任理由） 岩田匡平氏は、2016年10月に当社取締役として就任し当社事業の成長に貢献してまいりました。また、2017年9月以降、代表取締役として当社の経営の中核を担い、優れた経営手腕を発揮し、当社を成長させてまいりました。</p> <p>当社の更なる成長のため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	<p>1,013,000株</p> <p style="text-align: center;">取締役会 出席回数</p> <p>13/13回</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	<p style="text-align: center;">とくしげ こうすけ 徳重浩介 (1982年6月7日)</p>	<p>2006年4月 株式会社リクルート（現 リクルートホールディングス）入社</p> <p>2015年4月 株式会社リクルートマーケティングパートナーズ 執行役員 企画統括室長 兼アド・オプティマイゼーション推進室長</p> <p>2016年4月 同 執行役員 まなび領域 高校支援統括部統括部長</p> <p>2019年4月 株式会社リクルートライフスタイル 執行役員 飲食情報営業統括部 統括部長</p> <p>2020年4月 株式会社リクルート 飲食Division ディビジョン長（現任）</p> <p>（重要な兼職） なし</p> <p>（選任理由） 徳重浩介氏は、リクルート社において様々な事業部門の統括責任者として事業の成長を牽引し、大規模な組織マネジメントを推進するなど、活躍をしております。</p> <p>これらの経験を生かし、当社既存事業の更なる成長・生産性の向上や人材の育成・組織マネジメントの強化を図ることで、経営基盤をより強固なものにするために、取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	<p style="text-align: center;">-</p> <p style="text-align: center;">取締役会 出席回数</p> <p style="text-align: center;">-回</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	よしむら ひでき 吉村英毅 (1982年5月23日)	<p>2003年5月 株式会社Valcom設立 代表取締役就任 (2009年10月株式会社エボラブルアジアと合併)</p> <p>2007年3月 吉村ホールディングス株式会社設立 代表取締役社長就任(現任)</p> <p>2007年5月 株式会社エボラブルアジア(現 株式会社エアトリ)設立 代表取締役社長就任</p> <p>2015年8月 EVOLABLE ASIA Co., LTD. 取締役就任(現任)</p> <p>2015年10月 EVOLABLE ASIA SOLUTION & BUSINESS CONSULTANCY COMPANY LIMITED 設立 取締役就任(現任)</p> <p>2018年4月 当社社外取締役就任</p> <p>2018年5月 株式会社エアトリ(現 株式会社エアトリインターナショナル) 代表取締役就任</p> <p>2019年1月 株式会社ミダスキャピタル 代表取締役就任(現任)</p> <p>2019年3月 当社取締役会長就任(現任)</p> <p>2019年12月 株式会社エアトリ 取締役CGO就任 株式会社エアトリインターナショナル 取締役CGO就任</p> <p>2020年2月 株式会社エアトリステイ 取締役就任(現任)</p> <p>2020年9月 株式会社LATRICO 代表取締役就任</p> <p>2021年7月 スプリームシステム株式会社 取締役就任(重要な兼職)</p> <p>株式会社ミダスキャピタル 代表取締役(選任理由)</p> <p>吉村英毅氏は、2018年4月に当社取締役として就任し、豊富な企業経営の知見や経験から、当社の経営方針や経営戦略の決定をはじめとして当社の事業活動全般において重要な役割を果たし、当社を成長させてまいりました。</p> <p>当社の更なる成長のため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	8,639,300株 (注) 3.
			取締役会 出席回数
			12/13回

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
4	<p style="text-align: center;">おのこうじ 小野晃嗣 (1981年3月7日)</p>	<p>2006年12月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ） 入所 2011年7月 野村證券株式会社 出向（2012年帰任） 2016年10月 株式会社エース（現 当社）取締役CFO就任（現任） 2020年10月 株式会社タイムレス 取締役就任（現任） 2022年7月 株式会社フォーナイン 取締役就任（現任） （重要な兼職） 株式会社タイムレス 取締役 株式会社フォーナイン 取締役 （選任理由） 小野晃嗣氏は、2016年10月に当社取締役として就任し、当社の東証マザーズへの上場を推進、その後もM&A戦略やIR業務を通じた当社の企業価値向上を担うなど、コーポレート領域で手腕を発揮し、当社の成長を牽引してまいりました。 当社の更なる成長のため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	<p style="text-align: center;">73,000株</p> <p style="text-align: center;">取締役会 出席回数</p> <p style="text-align: center;">13/13回</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
5	いまむら まさゆき 今村 雅幸 (1983年6月12日)	<p>2006年4月 ヤフー株式会社 入社 2009年5月 株式会社VASILY設立 取締役CTO就任 2018年4月 株式会社スタートトゥデイテクノロジーズ (現 株式会社ZOZOテクノロジーズ) 執行役員就任 2019年1月 同 執行役員CTO就任 2021年3月 当社取締役CTO就任 (現任) 2023年10月 ファインディ株式会社 社外取締役就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職) ファインディ株式会社 社外取締役 (選任理由) 今村雅幸氏は、2021年3月に当社取締役として就任し、エンジニア組織の強化とテクノロジー活用による買取・販売の最適化を推進し、当社事業の成長に貢献してまいりました。今後、当社のデータドリブン経営の更なる加速に加え、AI技術とデータを活用したイノベーション創出などに取り組むことにより、当社の更なる成長を牽引するために、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	<p>6,000株</p> <p>取締役会 出席回数</p> <p>13/13回</p>

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
6	<p style="text-align: center;">おおた だいや 太田大哉 (1981年6月27日)</p>	<p>2004年4月 株式会社大黒屋 入社 2009年4月 Hyperion株式会社（2010年12月株式会社ダイヤコーポレーション、2020年10月株式会社タイムレスへ社名変更）設立 代表取締役就任（現任） 2022年3月 当社取締役就任（現任） （重要な兼職） 株式会社タイムレス 代表取締役 （選任理由） 太田大哉氏は、当社の子会社である株式会社タイムレスの創業者であり、2020年10月に当社グループに参画後、買取店舗事業や古物オークション事業の規模拡大に大きく貢献してまいりました。 シナジー効果の最大化を図り、当社グループの更なる成長のため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	<p>149,000株</p> <p style="text-align: center;">取締役会 出席回数</p> <p>13/13回</p>

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
7	<p style="text-align: center;">あきやま ゆき 秋山友紀 (1982年8月9日)</p>	<p>2007年 1 月 UBS証券株式会社 入社 2008年 6 月 Speedwell株式会社 入社 2011年 1 月 Nezu Asia Capital Management (Singapore) Pte Ltd 入社 2013年 4 月 Nezu Asia Capital Management Limited 入社 2017年 1 月 Millennium Capital Management Asia Limited 東京支店 入社 2019年11月 暁翔キャピタル株式会社 入社 2021年 8 月 グローブアドバイザーズベンチャーズ有限 責任事業組合 パートナー (現任) 2022年 3 月 当社社外取締役就任 (現任) 2023年 2 月 サロウィン株式会社 社外取締役就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職) グローブアドバイザーズベンチャーズ有限責任事業組合 パートナー サロウィン株式会社 社外取締役</p> <p>(選任理由及び期待される役割の概要) 秋山友紀氏は、過去に直接会社の経営に関与された経験は ありませんが、グローバルかつ幅広い業種・業界に属する企 業に対する投資と経営支援の経験を有しております。 ステークホルダーの視点を当社の経営に反映させることに より、コーポレート・ガバナンスの更なる強化に加え、資本 市場との建設的な対話に貢献できるものと判断し、引き続き 社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	<p>4,100株</p> <p style="text-align: center;">取締役会 出席回数</p> <p>13/13回</p>

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数		
8	<p style="text-align: center;">が どう か よ 我 堂 佳 世 (1982年9月18日)</p>	<p>2005年4月 日本生命保険相互会社 入社 2006年9月 ジェイコム株式会社（現 ライク株式会社） 入社 2012年12月 ジェイコム株式会社（現 ライクスタッフィ ング株式会社） 取締役就任 2014年8月 ジェイコムホールディングス株式会社（現 ライク株式会社） 取締役就任 2015年9月 サクセスホールディングス株式会社（現 ラ イクキッズ株式会社） 取締役就任 2018年12月 ライクケアネクスト株式会社（現 ライクケ ア株式会社） 代表取締役就任 2022年3月 当社社外取締役就任（現任） （重要な兼職） なし （選任理由及び期待される役割の概要） 我堂佳世氏は、豊富な企業経営の知見や経験から、当社の 業務執行や経営管理体制に対する適切な監督並びにコーポレ ート・ガバナンスの強化に貢献できるものと判断し、引き続 き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	<p style="text-align: center;">1,500株</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: black; color: white; text-align: center;">取締役会 出席回数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">13/13回</td> </tr> </table>	取締役会 出席回数	13/13回
取締役会 出席回数					
13/13回					

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
9	わたなべ つねお 渡部 恒郎 (1983年9月22日)	<p>2008年 4月 株式会社日本M&Aセンター（現 株式会社日本M&Aセンターホールディングス） 入社</p> <p>2020年 6月 同 取締役就任</p> <p>2020年 6月 株式会社日本投資ファンド 取締役就任</p> <p>2021年 6月 株式会社バトーンズ 取締役就任</p> <p>2021年10月 株式会社日本M&Aセンター 取締役就任</p> <p>2023年 4月 株式会社Geolonia 社外取締役就任（現任）</p> <p>2023年10月 LDT株式会社 社外取締役就任（現任）</p> <p>（重要な兼職）</p> <p>株式会社Geolonia 社外取締役</p> <p>LDT株式会社 社外取締役</p> <p>（選任理由及び期待される役割の概要）</p> <p>渡部恒郎氏は、M&Aを通じた企業価値の向上を専門とし、豊富な企業経営の知見と経験を有しております。これらを生かし、当社の業務執行や経営管理体制に対する適切な監督ならびにコーポレート・ガバナンスの強化に貢献できるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	<p>-</p> <p>取締役会 出席回数</p> <p>-回</p>

- (注) 1.各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2.徳重浩介氏は、株式会社リクルートの社員であります。2024年3月31日をもって退社する予定であり、取締役就任日は2024年4月1日を予定しております。
- 3.吉村英毅氏の所有する株式数は、同氏が保有する株式に加え、同氏が実質的に支配する吉村英毅・ミダスA投資事業有限責任組合及びミダス第2号投資事業有限責任組合が所有する株式数の合計であり、また同氏は会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
- 4.秋山友紀氏の戸籍上の氏名は遠藤友紀ですが、業務上使用している氏名で表記しております。
- 5.秋山友紀氏、我堂佳世氏及び渡部恒郎氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者であります。秋山友紀氏及び我堂佳世氏が社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会の終結の時をもって、2年になります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として指定する予定であります。渡部恒郎氏に関しては、選任が承認された場合、独立役員として指定する予定であります。
- 6.当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案の候補者全員は選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は当該保険契約を任期途中で同内容で更新することを予定しております。
- 7.秋山友紀氏及び我堂佳世氏が取締役に選任された場合、当社は両氏との間で、当社の定款に基づき会社法第427条第1項に規定する同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定です。また、渡部恒郎氏が取締役に選任された場合、当社は同氏との間で、当社の定款に基づき会社法第427条第1項に規定する同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任額は、同法第425条第1項各号に規定する最低責任限度額といたします。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	<p style="text-align: center;">すずき まみ 鈴木 真美 (1982年8月31日)</p>	<p>2005年12月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 2008年2月 株式会社サイトフライト 入社 2009年8月 清和監査法人（現 RSM清和監査法人）入所 2014年2月 株式会社KPMG FAS 入社 2018年1月 三井物産株式会社 出向（2021年1月帰任） 2021年3月 当社常勤監査役就任 2022年3月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2023年8月 株式会社TOブックス 社外監査役就任（現任）</p> <p>（重要な兼職） 株式会社TOブックス 社外監査役 （選任理由及び期待される役割の概要） 鈴木真美氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士であり、財務会計及びコーポレート・ガバナンス等に関する高い見識や客観的・専門的な視点を有しています。2021年3月より当社常勤監査役として、2022年3月からは監査等委員としてコーポレート・ガバナンスの強化に貢献しており、当社監査体制の更なる強化につながるものと考え、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	<p style="text-align: center;">-</p> <p style="text-align: center;">取締役会 出席回数</p> <p style="text-align: center;">13/13回</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	はら としひろ 原 敏 弘 (1958年3月6日)	<p>1981年4月 公正取引委員会事務局 入局</p> <p>1998年3月 預金保険機構 金融危機管理審査委員会事務局第一課長</p> <p>1998年10月 同 金融再生部次長</p> <p>2000年7月 公正取引委員会事務局 経済取引局取引部企業取引課長</p> <p>2001年7月 同 経済取引局調整課長</p> <p>2003年7月 同 審査局特別審査部第二特別審査長</p> <p>2004年6月 同 審査局特別審査部第一特別審査長</p> <p>2005年4月 同 官房人事課長</p> <p>2008年6月 同 中部事務所長</p> <p>2009年4月 同 近畿中国四国事務所長</p> <p>2009年7月 同 官房審議官</p> <p>2009年9月 消費者庁(審議官) 出向(2011年8月帰任)</p> <p>2011年8月 公正取引委員会事務局 審査局犯則審査部長</p> <p>2012年9月 同 経済取引局取引部長</p> <p>2016年6月 同 近畿中国四国事務所長</p> <p>2017年4月 学校法人日通学園 流通経済大学法学部教授(現任)</p> <p>2019年6月 当社社外取締役就任(現任) (重要な兼職)</p> <p>学校法人日通学園 流通経済大学法学部教授 (選任理由及び期待される役割の概要)</p> <p>原敏弘氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、公正取引委員会等において要職を歴任し、経済動向や法令等に関する高い見識や客観的・専門的な視点から、2019年6月より当社社外取締役として当社のコンプライアンス体制やコーポレート・ガバナンスの強化に貢献してまいりました。これらの実績を踏まえ、今後も当社経営への有用かつ的確な意見・助言を通して、当社監査体制の更なる強化に寄与することが期待されるため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	<p>1,000株</p> <p>取締役会 出席回数</p> <p>13/13回</p>

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	ほらさわ み か 洞澤美佳 (1972年3月22日)	<p>1999年4月 横須賀総合法律事務所 入所 2000年4月 足立・小関法律事務所 入所 2002年4月 花淵・洞澤法律事務所 開設 2006年11月 新東京法律会計事務所 入所 (花淵・洞澤法律事務所と合併) 2008年6月 たつき総合法律事務所 入所 2010年4月 東京都消費生活総合センターアドバイザー 就任 2011年6月 公益社団法人全国消費生活相談員協会 (適格消費者団体) 専門検討委員就任 (現任) 2012年5月 東京都消費生活対策審議会委員就任 2013年4月 東京都不適正取引防止対策専門助言委員就任 (現任) 2017年4月 独立行政法人国民生活センター紛争解決委員会 特別委員就任 (現任) 2019年8月 株式会社YAMANAKA 社外監査役就任 (現任) 2020年1月 東京都消費者被害救済委員会 委員就任 2022年1月 原後総合法律事務所 入所 (現任) 2022年4月 大東文化大学社会学部 非常勤講師就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職) 株式会社YAMANAKA 社外監査役 原後総合法律事務所 パートナー 独立行政法人国民生活センター紛争解決委員会 特別委員 (選任理由及び期待される役割の概要)</p> <p>洞澤美佳氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士の資格を有し、独立行政法人国民生活センター紛争解決委員会の特別委員等として活動しており、特に消費者問題に関わる法律につき高い専門的知識と経験を有しております。これらの実績をふまえ、当社コンプライアンス体制やコーポレート・ガバナンスの強化に貢献することが期待されるため、当社監査体制の更なる強化につながるものと考え、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	<p>取締役会 出席回数</p> <p>-回</p>

- (注) 1.各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2.鈴木真美氏は、戸籍上の氏名は濱垣真美であります、業務上使用している氏名で表記しております。
- 3.本議案の候補者全員は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者であります。鈴木真美氏及び原敏弘氏が社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会の終結の時をもって、鈴木真美氏が2年であり、原敏弘氏が4年9カ月になります。また、当社は、鈴木真美氏及び原敏弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として指定する予定であります。洞澤美佳氏に関しては、選任が承認された場合、独立役員として指定する予定であります。
- 4.当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案の候補者全員は選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は当該保険契約を任期途中で同内容で更新することを予定しております。
- 5.鈴木真美氏及び原敏弘氏が取締役に選任された場合、当社は両氏との間で、当社の定款に基づき会社法第427条第1項に規定する同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定です。また、洞澤美佳氏が取締役に選任された場合、当社は同氏との間で、当社の定款に基づき会社法第427条第1項に規定する同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任額は、同法第425条第1項各号に規定する最低責任限度額といたします。

以上

事業報告

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社グループの属するリユース業界については、フリマアプリやインターネットオークションなどの普及に伴い、消費者にとってリユース品を売買しやすい環境が広がっていることを背景に、市場規模はますます拡大しております。2022年の顕在化しているリユース市場規模は約2.9兆円とされ、2030年には約4.0兆円規模に拡大すると予測されております（参照：「リユース市場データブック2023」リサイクル通信2023年9月23日）。また、潜在的なリユース市場規模を示す、自宅内の一年以上利用されていない不要品（以下「かくれ資産」）の日本における総額は約66兆円と推計されており、リユースの潜在市場規模はより大きなものと考えられます（株式会社メルカリ、ニッセイ基礎研究所監修2023年11月15日付調査結果）。

このような環境の中、当社グループにおける状況は以下のとおりとなりました。

出張訪問買取事業の「バイセル」においては、「出張訪問数」及び「出張訪問あたり変動利益」を主要なKPIとしております。当事業の継続的な成長のために、重要なエリアと捉える都市圏に加え、地方エリアへの拡張を図ることにより、更なる事業規模の拡大を目指すとともに、当社グループデータの一元管理、販売チャネルの拡大及び最適化の推進、toC販売のOMO化、ライブコマース等の海外販路の強化により、収益性の向上を図ってまいりました。

当連結会計年度においては、2023年1月に発生した広域強盗事件によるお客様の需要マインド低下及び夏季の記録的な酷暑影響から問い合わせ数が9月中旬まで軟調に推移いたしました。当第4四半期連結会計期間から平常化し、年間の出張訪問数は260,997件（前年同期比7.3%増）となりました。出張訪問あたり変動利益は、期初から利益率の高いtoC向け商品の在庫回転期間を戦略的に伸ばしてきたこと、問い合わせ数の軟調をリカバリーするために広告宣伝投資を追加投資したことなどから、44,214円（前年同期比3.0%減）となりました。

店舗買取事業においては、全国主要都市に店舗を展開する「バイセル」と全国百貨店内に店舗を展開する「総合買取サロン タイムレス」に加えて、FCを中心に200店舗超を展開する

「Reuse Shop WAKABA」が通期で連結業績に寄与しております。グループ内での相互送客やマーケティング、採用・人材戦略、各種データ統合によるグループシナジーを有効活用することにより、グループ店舗展開を推進し、出張訪問買取と差別化した買取チャネルの強化を図ってまいりました。これにより、当連結会計年度末時点での買取店舗数は、バイセル23店舗（前期末比+13店舗）、タイムレス26店舗（前期末比+7店舗）、WAKABA219店舗（前期末比+12店舗）となりました。特にバイセル店舗は既存店舗に加えて新規出店の効果、タイムレス店舗は出店先である百貨店への人流回帰等により、来客数及び仕入高が前年比で大幅に増加し、当社グループの業績を牽引いたしました。

そのほか、2023年12月には、エルメスを始めとした高級ブランド品に強みを持ち、買取・販売店舗「ブランドピース」を運営する株式会社日創がグループに加わり、更なる買取チャネル及びグループ販売機能の強化を図ってまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高42,574,902千円（前期比26.2%増）、営業利益2,796,263千円（同24.3%減）、経常利益は2,754,428千円（同25.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,453,346千円（同35.9%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の合計は1,184,867千円であり、主に事業規模拡大に伴う倉庫増床、営業拠点増設に伴う内装工事及び業務システムの開発等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として4,400,000千円の借入を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題として、以下の施策を中心に取り組んでまいります。

①IT・DX強化を中心とするテクノロジー投資の加速

当社グループでは、テクノロジー領域への投資を強化し、全社データ基盤の整備・活用、出張訪問における査定時間の短縮等の生産性の向上、AI技術とデータを活用した研究開発の推進を進めることにより、データドリブン経営を深化させ、事業成長を加速していく方針です。

②出張訪問買取事業の継続的な成長

当社グループの主力サービスである出張訪問買取「バイセル」においては、「出張訪問数」及び「出張訪問あたり変動利益」を主要なKPIとしております。当事業の継続的な成長のために、多様なマーケティング手法を駆使した出張訪問数の増加や効率化を図ることにより、更なる事業規模の拡大を図るとともに、当社グループのデータを一元管理し販売チャネルの最適化を推進すること、toC販売のOMO化や海外販路の拡大を図ることにより、収益性の向上を目指してまいります。

③店舗買取事業の拡大

全国主要都市に店舗を展開する「バイセル」と全国百貨店内に店舗を展開する「総合買取サロン タイムレス」、全国の二等立地に店舗を展開する買取店舗「Reuse Shop WAKABA」及び高級ブランド品に強みを持つ買取・販売店舗「ブランドピース」について、相互送客やマーケティング、採用・人材戦略、各種データ統合によるグループシナジーを有効活用することにより、グループ店舗展開を加速させ、出張訪問買取と差別化した買取チャネルの強化を図ってまいります。

④非連続な成長を実現する戦略的なM&Aの推進

当社グループの既存事業における競争力の強化に加え、新規商材や新たな買取・販売チャネルなどのリユース事業における未着手領域など、シナジーの創出確度が特に高い領域への戦略的M&Aを推進してまいります。

⑤新たな収益源となる新規事業の確立

当社グループの統合システムであるリユースプラットフォーム「Cosmos」の外部サービス化や、当社グループの主たる事業である出張訪問サービスの特徴である「整理・処分ニーズ」や「シニア顧客層」と親和性が高い領域を中心としたアライアンスの強化や新規事業の創出を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2020年12月期 第20期	2021年12月期 第21期	2022年12月期 第22期	2023年12月期 第23期 (当連結会計年度)
売 上 高	14,764,844千円	24,789,126千円	33,724,535千円	42,574,902千円
経 常 利 益	922,687千円	2,295,436千円	3,672,955千円	2,754,428千円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	565,710千円	1,314,201千円	2,268,836千円	1,453,346千円
1株当たり当期純利益	41.12 円	93.26 円	158.28 円	100.11 円
総 資 産	8,837,536千円	10,285,565千円	17,644,960千円	21,320,955千円
純 資 産	3,251,197千円	4,592,848千円	8,238,941千円	8,610,641千円

(注) 当社は、2020年12月7日開催の取締役会の決議に基づき、2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い1株当たり当期純利益は、当該株式分割が第20期の期首に行われたと仮定して算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2020年12月期 第20期	2021年12月期 第21期	2022年12月期 第22期	2023年12月期 第23期 (当事業年度)
売 上 高	14,764,844千円	18,946,731千円	24,852,953千円	27,682,286千円
経 常 利 益	928,687千円	1,749,308千円	2,385,231千円	722,528千円
当 期 純 利 益	571,710千円	1,089,543千円	1,594,366千円	476,505千円
1株当たり当期純利益	41.56 円	77.32 円	111.23 円	32.82 円
総 資 産	8,010,030千円	9,335,843千円	14,736,179千円	16,320,339千円
純 資 産	3,257,197千円	4,374,190千円	7,345,813千円	6,740,672千円

(注) 当社は、2020年12月7日開催の取締役会の決議に基づき、2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い1株当たり当期純利益は、当該株式分割が第20期の期首に行われたと仮定して算定しております。

(6)重要な親会社及び子会社の状況（2023年12月31日現在）

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

- ② 親会社等との間の取引に関する事項
該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社タイムレス	5,000千円	100.0%	ブランド品、時計等の買取・販売
株式会社フォーナイン	40,000千円	100.0%	フランチャイズ事業、リユース事業
株式会社日創	40,000千円	100.0%	高級ブランド品、貴金属リサイクルショップの運営

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当社における 特定完全子会社の株式の 帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社フォーナイン	東京都千代田区神田松永町19	3,537,139千円	16,320,339千円

(7) 主要な事業内容（2023年12月31日現在）

事業	事業内容
着物・ブランド品等リユース事業	出張訪問買取・店舗買取サービスを中心とした、着物・ブランド品等の買取、販売

(8) 主要な営業所及び工場 (2023年12月31日現在)

会 社 名	名 称	所 在 地
当社	本社	東京都新宿区
	倉庫	千葉県船橋市 千葉県習志野市
株式会社タイムレス	本社	東京都港区
	倉庫	東京都江東区
株式会社フォーナイン	本社	東京都千代田区
株式会社日創	本社	大阪府大阪市

(9) 使用人の状況 (2023年12月31日現在)

① 企業集団の従業員数

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,413名 (246名)	325名増 (50名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は () に1日8時間換算期中平均人数を外数で記載しております。
2. 使用人数が325名増加しております。主な理由は、株式会社日創を完全子会社化したことによる使用人数の増加 (11名) と事業規模の拡大に伴い新卒採用及び中途採用が増加したことによるものであります。
3. 当社グループは、リユース業の単一セグメントであるため、使用人数を事業区分に分けて記載しておりません。

② 当社の従業員数

使用人数	前事業年度末比増減
1,127名 (204名)	235名増 (37名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は () に1日8時間換算期中平均人数を外数で記載しております。
2. 使用人数が235名増加しております。主な理由は、事業規模の拡大に伴い新卒採用及び中途採用が増加したことによるものであります。

(10) 主要な借入先 (2023年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,510,000千円
株式会社千葉銀行	831,653千円
三井住友信託銀行株式会社	750,000千円

- (注) 株式会社みずほ銀行からの借入額には、株式会社みずほ銀行保証付き適格機関投資家限定第3回無担保社債80,000千円が含まれております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 48,000,000株
(2) 発行済株式の総数 14,585,640株 (自己株式300,129株を含む)
(3) 株主数 2,618名
(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
吉村英毅・ミダスA投資事業有限責任組合	6,012,300株	42.08%
ミダス第2号投資事業有限責任組合	2,342,765株	16.39%
岩田 匡平	1,013,000株	7.09%
大石 崇徳	800,000株	5.60%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	531,100株	3.71%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT	411,900株	2.88%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	341,700株	2.39%
吉村 英毅	284,235株	1.98%
Goldman Sachs Bank Europe SE, Luxembourg Branch	283,800株	1.98%
BANK PICTET AND CIE (EUROPE) AG, SUCCURSALE DE LUXEMOURG REF UCITS	149,600株	1.04%

(注) 持株比率は、自己株式300,129株を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2023年3月23日開催の取締役会決議に基づき、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対して、譲渡制限付株式報酬として交付しております。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	5,000株	4名
社外取締役（監査等委員である取締役を除き、社外役員に限る。）	0株	0名

- (6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他の新株予約権等の状況

当社は、2023年2月13日開催の取締役会において、中期経営計画における業績目標を達成するとともに、一企業としての価値向上のみならずひいてはステークホルダーへの利益還元をめざすべく、当社の従業員及び子会社従業員に対し、以下のとおり業績目標を達成した場合にのみ権利行使が可能となる新株予約権を有償にて発行することを決議いたしました。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施しております。

また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

名称	第9回新株予約権
新株予約権の数	660個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 66,000株
交付人数	当社使用人 15名 子会社使用人 2名
新株予約権の行使時の払込金額	5,810円
新株予約権の行使期間	2026年3月1日～2028年3月31日
新株予約権の主な行使条件	<p>① 新株予約権者は、2024年12月期から2026年12月期までのいずれかの事業年度にかかる、当社の有価証券報告書における連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）に記載された営業利益が、一度でも次に掲げる各金額を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。</p> <p>（i）65億円を超過した場合：50%</p> <p>（ii）80億円を超過した場合：100%</p> <p>② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任若しくは定年退職の場合、又は、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>

4. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状態

(2023年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長兼CEO	岩 田 匡 平	株式会社タイムレス 取締役 株式会社フォーナイン 取締役
取 締 役 会 長	吉 村 英 毅	株式会社ミダスキャピタル 代表取締役
取 締 役 C F O	小 野 晃 嗣	株式会社タイムレス 取締役 株式会社フォーナイン 取締役
取 締 役 C T O	今 村 雅 幸	ファインディ株式会社 社外取締役
取 締 役	太 田 大 哉	株式会社タイムレス 代表取締役
取 締 役	原 敏 弘	学校法人日通学園 流通経済大学法学部教授
取 締 役	秋 山 友 紀	グローブアドバイザーズベンチャーズ有限責任事業組合 パートナー サロウィン株式会社 社外取締役
取 締 役	我 堂 佳 世	—
取 締 役 (常勤監査等委員)	鈴 木 真 美	株式会社TOブックス 社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	杉 山 真 一	弁護士法人杉山真一&パートナーズ法律事務所 社員
取 締 役 (監査等委員)	川 崎 晴 一 郎	株式会社KMS 代表取締役 KMS経営会計事務所 代表 公認会計士 株式会社エイゾン・パートナーズ 代表取締役

- (注) 1. 取締役 原敏弘氏、秋山友紀氏、我堂佳世氏、鈴木真美氏、杉山真一氏及び川崎晴一郎氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役 原敏弘氏、秋山友紀氏、我堂佳世氏、鈴木真美氏、杉山真一氏及び川崎晴一郎氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役 鈴木真美氏は、公認会計士の資格を有しており、財務会計及びコーポレート・ガバナンスに関する豊富な知識と経験を有しております。

4. 取締役 杉山真一氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び税務に精通しております。
5. 取締役 川崎晴一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、鈴木真美氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 当事業年度に係る役員の報酬等の総額等

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

区分	支給人数	報酬等の種類別の額			計
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	8名	139,950千円	－円	37,989千円	177,939千円
(うち、社外)	3名	21,000千円	－円	4,446千円	25,446千円)
取締役 (監査等委員)	3名	21,600千円	－円	－円	21,600千円
(うち、社外)	3名	21,600千円	－円	－円	21,600千円)

(注) 非金銭報酬等として、2023年3月23日開催の取締役会決議に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して、譲渡制限付株式報酬を付与しました。当該譲渡制限付株式報酬の内容は、前記2. (5)「当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の限度額は、2022年3月23日開催の定時株主総会にて、監査等委員でない取締役については年額300百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内）、監査等委員である取締役については年額50百万円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。

また、同定時株主総会にて、上記金銭報酬とは別枠で、監査等委員でない取締役に対して支給する譲渡制限付株式の割当てのための金銭報酬債権の総額を年額150百万円以内（うち社外取締役は25百万円以内）、譲渡制限付株式の総数として年30,000株以内（うち社外取締役分は年5,000株以内）と決議いただいております。当該株主総会終了時点の監査等委員でない取締役の員数は8名（うち社外取締役は3名）で、監査等委員である取締役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 当該方針の決定の方法

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の個人別の報酬等の決定方針を決議しております。当該決議に際しては、その原案を指名・報酬諮問委員会に諮問し、答申を受けております。なお、監査等委員である取締役の報酬等の額及び報酬内容については株主総会にて決議された総額の範囲で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

□. 当該方針の内容の概要

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は次の通りです。

a.基本方針

当社は、取締役の報酬を、固定報酬である基本報酬及び中長期インセンティブ報酬としての株式報酬で構成することとしております。

b.基本報酬に関する方針

基本報酬は、取締役の職務遂行の対価として毎月支給する定額の金銭報酬であり、その額は世間水準、経営内容及び従業員給与とのバランス等を考慮して決定するものとしております。

c.非金銭報酬に関する方針

当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において、非金銭報酬として譲渡制限付株式を付与するものとしております。譲渡制限付株式の割当のための金銭報酬債権の額、譲渡制限付株式の数又は算定方法については、指名・報酬諮問委員会での検討を経て取締役会で決定しております。

d.報酬等の割合に関する方針

中長期的な視点で経営に取り組むことが重要との考えから、基本報酬の水準と安定性を重視しつつ、中長期の業績向上及び株主の利益にも配慮し、基本報酬・株式報酬の割合を考慮しております。上記を踏まえ、取締役の基本報酬に対する株式報酬の割合は、その職責に応じて10-40%程度となるように設計しております。

e.報酬等の付与時期及び条件に関する方針

基本報酬は固定額を毎月支給しております。

非金銭報酬の具体的な付与時期・条件については、指名・報酬諮問委員会での検討を経て取締役会で決定しております。

f.報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容は、指名・報酬諮問委員会からの答申を踏まえて取締役会にて決定しており、取締役及び第三者への委任は行っておりません。取締役会は指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、株主総会にて決議された総額の範囲で各取締役の報酬を決定しております。

なお、指名・報酬諮問委員会は、3名以上で構成され、代表取締役1名に加え、その過半数を独立社外取締役とし、独立社外取締役が委員長を務めております。必要に応じて随時開催し、定期的に審議を行うほか、会社業績や個人の業績に基づく個別役員報酬の妥当性について確認しております。

ハ. 当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が上記の決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に、同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、役員等（当社の取締役、執行役員等及び当社が発行済株式の過半数を直接・間接的に保有し、又はその他の態様により支配権を有する子会社の取締役・執行役員等（当社及び当社の子会社以外の法人に取締役・執行役員等として派遣されている者を含む。））を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約）を締結し、被保険者に対してその職務の執行に関する責任の追及に係る請求等がなされた場合に、当該被保険者が負担することになる法律上の損害賠償責任に基づく賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、当該被保険者による故意の不正行為又は詐欺行為に基づき発生した損害等については、当該保険により填補されません。すべての被保険者の保険料は当社又は被保険者が取締役・執行役員等として就任している子会社等が全額負担しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係（2023年12月31日現在）

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役 (監査等委員を除く)	原 敏 弘	学校法人日通学園 流通経済大学法学部教授	重要な取引その他の関係はありません。
	秋 山 友 紀	グローブアドバイザーズベンチャーズ有限責任事業組合 パートナー サロウィン株式会社 社外取締役	重要な取引その他の関係はありません。
	我 堂 佳 世	—	—
社外取締役 (監査等委員)	鈴 木 真 美	株式会社TOボックス 社外監査役	重要な取引その他の関係はありません。
	杉 山 真 一	弁護士法人杉山真一&パートナーズ法律事務所 社員	重要な取引その他の関係はありません。
	川 崎 晴一郎	株式会社KMS 代表取締役 KMS経営会計事務所 代表 公認会計士 株式会社エイゾン・パートナーズ 代表取締役	重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員を除く)	原 敏 弘	当事業年度に開催された取締役会のすべてに出席し、消費者関連法令の知識や経験に基づき、主に経営全般にわたる意思決定の妥当性及び適正性確保のための発言を行っております。
	秋 山 友 紀	当事業年度に開催された取締役会のすべてに出席し、グローバルかつ幅広い業種・業界に属する企業に対する投資と経営支援の経験に基づき、議案審議につき必要な発言を行っております。
	我 堂 佳 世	当事業年度に開催された取締役会のすべてに出席し、豊富な企業経営の見聞や経験に基づき、議案審議につき必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	鈴 木 真 美	当事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会のすべてに出席し、会計及びコーポレート・ガバナンスの知識や経験に基づき、業務執行の適正性を確保するための発言を行っております。
	杉 山 真 一	当事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会のすべてに出席し、法律の専門家としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。
	川 崎 晴一郎	当事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会のすべてに出席し、会計の専門家としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。

(注) 当事業年度は取締役会を13回開催しております。このほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,480千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,480千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討して会計監査人の報酬等について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適切な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は企業価値を向上させ、株主利益を最大化するとともに、お客様、取引先、従業員、地域社会、行政機関等のステークホルダーと良好な関係を築いていくために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものと認識しております。

そのため、取締役会において、当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について以下のとおり定めております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) コーポレート・ガバナンス

- ・取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規程」、「コンプライアンス規程」に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- ・取締役は、法令、定款、取締役会決議、社内規程に従い、当社の業務を執行する。
- ・監査等委員会は、「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査等基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

(b) コンプライアンス

- ・取締役及び使用人は、法令、定款、社内規程はもとより、企業倫理、社会規範及び「グループ企業行動憲章」に基づき、良識を持って行動する。
- ・当社は、全社的なコンプライアンス責任者を指定のうえ、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置するとともに、コンプライアンス教育・研修を実施し、コンプライアンス問題に迅速適切に対応する等、コンプライアンス体制の確保と充実に努める。
- ・使用人は、法令、定款、社内規則の違反或いは社会通念及びコンプライアンスに違反する行為等が行われていることを知ったときは、「コンプライアンス規程」に基づき担当部署に通報する。
- ・内部通報制度に関しては、通報者の保護を図るとともに的確に対処する体制を整備する。

(c) 財務報告の適正性確保のための内部統制システムの整備

- ・当社は、社内規程を整備するとともに、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための社内体制を構築する。

- ・当社は、内部統制に係る内部監査室を設置し、財務報告の適正性等を確保するための社内体制につき、その整備・運用状況を定期的に評価・改善するための仕組みを構築する。

(d) 内部監査

- ・当社は、代表取締役直轄の内部監査室を設置する。内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の方法及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、代表取締役に対し、その結果を報告する。また内部監査室は、内部監査により判明した指摘事項の改善履行状況について、フォローアップ監査を実施する。

(e) 反社会的勢力の排除

- ・当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たない。当社が反社会的勢力から不当要求などを受けた場合には、警察署及び暴追センター等の外部専門機関と連携し、如何なる面においても、反社会的勢力との関係は一切遮断する。

② 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 情報の保存・管理

- ・取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書の他、重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、「文書保管管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。

(b) 情報の閲覧

- ・取締役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) リスク管理体制の整備

- ・経営活動に係る市場リスク、信用リスク、投資リスク、コンプライアンスリスク、情報セキュリティリスク、その他様々なリスクに対処するため、当社は、社内委員会及び当社のリスクを把握し管理するための責任部署を設置するとともに、必要な管理手法を整備し、当社のリスクを総括的かつ個別的に管理する。

- (b) リスク情報の報告・リスク管理表の作成
 - ・各リスクに対応する責任部署の責任者は、リスクに対する評価・分析及び対策・対応状況をリスク管理管掌部門長に報告する。リスク管理管掌部門長はこれを取りまとめて「リスク管理表」を作成し、原則として年1回評価の見直しを行う。
 - (c) リスク監査
 - ・内部監査室は、業務執行部門のリスク管理の状況について監査を行う。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 効率的な意思決定
 - ・定例取締役会、必要に応じて随時開催する臨時取締役会のほか、取締役が職務の執行を適正かつ効率的に行うための基礎となる経営判断を迅速に行うため、経営会議等の会議体を組織し、それぞれの機能に応じて経営上の重要事項を審議し、意思決定を行う。
 - (b) 職務権限・責任の明確化
 - ・「業務分掌規程」、「職務権限規程」等、各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。
- ⑤ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
- (a) 補助使用人の選任
 - ・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、使用人を選任し、兼務させる。
 - (b) 補助使用人の取締役等からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性の確保
 - ・監査等委員会を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査等委員会に帰属するものとし、取締役、執行役員及び他の使用人は、監査等委員会の補助使用人に対し指揮命令権限を有しない。また、当該補助使用人の人事異動、人事評価、懲罰等の決定にあたっては、事前に監査等委員会と協議し、決定する。
- ⑥ 当社の監査等委員会への報告に関する体制
- (a) 重要会議への出席
 - ・監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会の他、経営会議、その他の重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧して、当社及び子会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

(b) 取締役及び使用人の報告義務

- ・取締役及び使用人は、監査等委員会の要求に応じて、自己の職務執行の状況を監査等委員会に報告する。

(c) 取締役及び使用人による経営上重大なリスク情報の報告義務

- ・取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、次に掲げる事項を直ちに報告する。
当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
重大な法令又は定款違反事実

(d) 不利益取扱いの禁止

- ・当社は、監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社内に周知徹底する。

⑦ その他当社の監査等委員会監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査費用の処理方針

- ・当社は、監査等委員会が、監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理を求めた場合は、監査等委員会の職務執行に支障のない様、適切かつ迅速に費用又は債務の処理を行う。

(b) 監査等委員会、会計監査人及び内部監査室の連携

- ・監査等委員会、会計監査人及び内部監査室は、適宜会合を行い、情報交換を行うとともに、密接な連携を図るものとする。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況

当社は、前記の内部統制システムの整備を行い、取締役会において経営上の新たなリスクへの対応策について検討しております。そのうえで、必要に応じて社内の諸規程及び業務の見直しを行っており、内部統制システムの実効性の向上を図っております。

常勤監査等委員は、監査等委員会監査の他、取締役会、経営会議及びコンプライアンス・リスク管理委員会等に出席し、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視しております。

また、内部監査室が定期的に内部監査を実施し、内部統制の有効性の評価を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点におきましては、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきまして、特に定めておりません。しかしながら、今後の社会的な動向等を注視し、慎重に検討を行ってまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、中長期的に企業価値を高めるとともに、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。配当については、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績動向、財務状況及び配当性向等を総合的に勘案の上で株主の皆様に対して安定的・継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。

上記の方針の下、連結配当性向20%程度を目安に、安定的な1株当たり配当の実施を目指します。

なお、当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針のもと、1株当たり25円00銭とさせていただきます。内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開への備えと規模拡大に向けた投資資金として投入していくこととしております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,416,841	流動負債	7,160,077
現金及び預金	7,756,246	買掛金	78,242
売掛金	493,210	短期借入金	150,000
商品	4,543,362	一年内償還予定の社債	86,000
その他	633,702	一年内返済予定の長期借入金	2,673,094
貸倒引当金	△9,680	未払金	1,410,253
固定資産	7,904,113	未払費用	790,931
有形固定資産	1,148,438	未払法人税等	818,262
建物	964,117	未払消費税等	339,703
機械及び装置	2,055	契約負債	409,561
工具、器具及び備品	177,702	与引当金	308,003
その他	4,562	その他	96,026
無形固定資産	5,695,837	固定負債	5,550,236
ソフトウェア	817,539	社債	125,000
のれん	3,599,426	長期借入金	5,034,217
顧客関連資産	1,031,311	資産除去債務	160,982
その他	247,561	繰延税金負債	228,037
投資その他の資産	1,059,838	その他	2,000
投資有価証券	11,280	負債合計	12,710,314
関係会社株式	10,000	(純資産の部)	
敷金差入保証金	746,700	株主資本	8,421,409
破産更生債権等	17,579	資本金	867,373
繰延税金資産	206,053	資本剰余金	2,521,553
その他	85,803	利益剰余金	6,038,011
貸倒引当金	△17,579	自己株式	△1,005,528
		その他の包括利益累計額	150
		その他有価証券評価差額金	150
		新株予約権	189,081
資産合計	21,320,955	純資産合計	8,610,641
		負債・純資産合計	21,320,955

連結損益計算書

(2023年1月1日から)
(2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		42,574,902
売上原価		18,081,707
売上総利益		24,493,195
販売費及び一般管理費		21,696,931
営業利益		2,796,263
営業外収益		
受取利息及び配当金	63	
助成金収入	6,171	
その他の	15,336	21,571
営業外費用		
支払利息	34,414	
社債利息	795	
支払手数料	14,716	
その他の	13,478	63,406
経常利益		2,754,428
特別利益		
新株予約権戻入益	990	990
税金等調整前当期純利益		2,755,418
法人税、住民税及び事業税	1,448,881	
法人税等調整額	△146,809	1,302,071
当期純利益		1,453,346
親会社株主に帰属する当期純利益		1,453,346

連結株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	810,269	2,464,449	4,875,597	△390	8,149,926
当連結会計年度変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	4,948	4,948	-	-	9,896
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)	52,155	52,155	-	-	104,310
剰余金の配当	-	-	△290,932	-	△290,932
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	1,453,346	-	1,453,346
自己株式の取得	-	-	-	△1,005,138	△1,005,138
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)	-	-	-	-	-
当連結会計年度変動額合計	57,103	57,103	1,162,413	△1,005,138	271,482
当連結会計年度末残高	867,373	2,521,553	6,038,011	△1,005,528	8,421,409

	その他の包括 利益累計額		新株予約権	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	1,710	1,710	87,304	8,238,941
当連結会計年度変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	－	－	－	9,896
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)	－	－	－	104,310
剰余金の配当	－	－	－	△290,932
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	－	1,453,346
自己株式の取得	－	－	－	△1,005,138
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)	△1,560	△1,560	101,777	100,217
当連結会計年度変動額合計	△1,560	△1,560	101,777	371,699
当連結会計年度末残高	150	150	189,081	8,610,641

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,804,013	流 動 負 債	4,945,973
現金及び預金	5,380,852	買掛金	27,057
売掛金	401,405	一年内償還予定の社債	40,000
商品	1,498,760	一年内返済予定の長期借入金	2,543,612
前払費用	351,824	未払金	1,184,546
その他	171,703	未払費用	641,435
貸倒引当金	△532	預り金	75,080
固 定 資 産	8,516,326	未払消費税等	169,496
有 形 固 定 資 産	702,343	契約負債	85,755
建物	550,149	賞与引当金	178,610
機械及び装置	2,055	その他	379
工具、器具及び備品	145,576	固 定 負 債	4,633,693
建設仮勘定	1,892	社債	40,000
その他	2,670	長期借入金	4,537,290
無 形 固 定 資 産	1,061,929	資産除去債務	56,403
ソフトウェア	814,441	負 債 合 計	9,579,667
ソフトウェア仮勘定	239,473	(純 資 産 の 部)	
商標	4,520	株 主 資 本	6,551,440
その他	3,492	資本金	867,373
投 資 そ の 他 の 資 産	6,752,054	資本剰余金	2,521,553
投資有価証券	11,280	資本準備金	827,373
関係会社株	6,126,553	その他資本剰余金	1,694,180
敷金差入保証金	455,983	利 益 剰 余 金	4,168,043
長期前払費用	54,104	利益準備金	10,000
繰延税金資産	104,023	その他利益剰余金	4,158,043
その他	109	繰越利益剰余金	4,158,043
		自 己 株 式	△1,005,528
		評価・換算差額等	150
		その他有価証券評価差額金	150
		新株予約権	189,081
資 産 合 計	16,320,339	純 資 産 合 計	6,740,672
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	16,320,339

損 益 計 算 書

(2023年1月1日から)
(2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		27,682,286
売 上 原 価		9,584,767
売 上 総 利 益		18,097,519
販売費及び一般管理費		17,331,470
営 業 利 益		766,048
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,160	
助 成 金 収 入	6,171	
受 取 保 険 金	1,377	
そ の 他	3,561	12,270
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	33,572	
社 債 利 息	194	
支 払 手 数 料	14,206	
そ の 他	7,816	55,790
経 常 利 益		722,528
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	990	990
税 引 前 当 期 純 利 益		723,518
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	254,457	
法 人 税 等 調 整 額	△7,445	247,012
当 期 純 利 益		476,505

株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	810,269	770,269	1,694,180	2,464,449	10,000	3,972,470	3,982,470
当期変動額							
新株の発行 (新株予約権の行使)	4,948	4,948	－	4,948	－	－	－
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)	52,155	52,155	－	52,155	－	－	－
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△290,932	△290,932
当期純利益	－	－	－	－	－	476,505	476,505
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	57,103	57,103	－	57,103	－	185,573	185,573
当期末残高	867,373	827,373	1,694,180	2,521,553	10,000	4,158,043	4,168,043

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△390	7,256,798	1,710	1,710	87,304	7,345,813
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	－	9,896	－	－	－	9,896
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)	－	104,310	－	－	－	104,310
剰余金の配当	－	△290,932	－	－	－	△290,932
当期純利益	－	476,505	－	－	－	476,505
自己株式の取得	△1,005,138	△1,005,138	－	－	－	△1,005,138
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	－	－	△1,560	△1,560	101,777	100,217
当期変動額合計	△1,005,138	△705,358	△1,560	△1,560	101,777	△605,140
当期末残高	△1,005,528	6,551,440	150	150	189,081	6,740,672

独立監査人の監査報告書

2024年2月14日

株式会社BuySell Technologies
取締役会 御中

三優監査法人
東京事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士

増田 涼恵

指定社員
業務執行社員

公認会計士

玉井 信彦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社BuySell Technologiesの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社BuySell Technologies及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2024年2月14日開催の取締役会において、株式会社むすびの全株式を取得、完全子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2024年2月14日開催の取締役会において、株式会社むすびの株式取得のための株式取得資金及び運転資金として金銭消費貸借契約を締結し、借入を実行することを決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年2月14日

株式会社BuySell Technologies
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員

業務執行社員

公認会計士

増田 涼恵

指定社員

業務執行社員

公認会計士

玉井 信彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社BuySell Technologiesの2023年1月1日から2023年12月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2024年2月14日開催の取締役会において、株式会社むすびの全株式を取得、完全子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結している。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2024年2月14日開催の取締役会において、株式会社むすびの株式取得のための株式取得資金及び運転資金として金銭消費貸借契約を締結し、借入を実行することを決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月14日

株式会社BuySell Technologies 監査等委員会

常勤監査等委員

鈴木 真美 印

監査等委員

杉山 真一 印

監査等委員

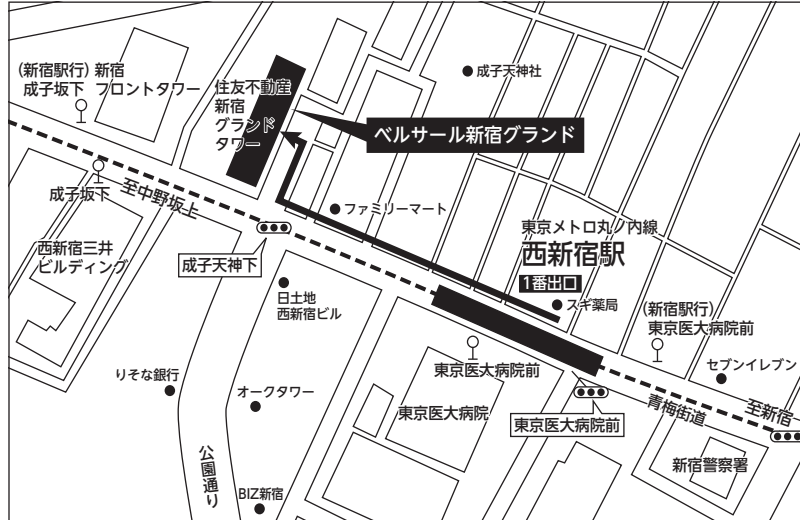
川崎 晴一郎 印

(注) 監査等委員鈴木真美、杉山真一及び川崎晴一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター



交通 東京メトロ丸ノ内線 西新宿駅 1番出口 徒歩3分
※当会場には、駐車場の用意はございませんので、ご来場の際は公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

